

2014年7月吉日

システム停止に伴う運用手順変更について
QA 集

東京国際エアカーゴターミナル株式会社
(TIACT)



<目次>

1. 入退場について
2. 入構証申請方法について
3. WEBサービス停止について
4. 各上屋での呼出方法/貨物取扱方法について
5. その他



1. 入退場について

①

Q	歩行者ゲートでの入場方法に変更はありますか？
A	歩行者ゲートからの入場方法に変更は御座いません。 【入構証をお持ちの方】入場時に利用者入構証・従業者入構証等を読取機等にて確認させていただきます。（退場時も同様） 【入構証をお持ちでない方】ゲートにて（写真付）身分証明書を確認の上、ビジター申請書を記載頂き1部返却致しますので、訪問先会社担当者様のサインの受領をお願い致します。退場時はサイン記載済みのビジター申請書をゲート係員へお渡し下さい。

②

Q	車両での入場方法は？
A	車両ゲートからの入場方法に変更は御座いません。 【入構証をお持ちの方】入構証をお持ちの方用のゲートへお進み下さい。ゲートにてドライバー様用並びに車両用の入構証をそれぞれ読取機等にて確認させていただきます。（退場時も同様） 【入構証をお持ちでない方】ビジター用のゲートへお進み下さい。ゲートにて、上記①歩行者ゲート運用と同様の確認を実施させていただきます。

③

Q	お客様来訪時に事前に web からのビジター申請は必要ですか？
A	Web での事前ビジター申請は不要です。 入場時にゲートにて身分証明書を御確認させて頂き、ビジター申請書を記載頂きます。

④

Q	貨物取扱（引取等）での入場の場合、今まで必要であった入場申告は必要ですか？
A	入場申告は不要です。 車両ゲートにて身分確認後（②手順参照）、TIACT 構内へ御入場頂きます。ドライバー様にて目的の行先上屋のカウンターへお越し頂き、各上屋担当者様の指示に従って下さい。 ※各上屋毎の呼び込み方法は、『5. 呼び出し方法について』をご参照下さい。

⑤

Q	入場ゲートで誘導票は発行されるのですか？
A	誘導票は発行されません。 必要であれば、入場ゲートにて構内レイアウト図を配布させていただきます。



2. 入構証申請方法について

①

Q	各種入構証について、変更はありますか？
A	変更は御座いません。 TIACT 入場に際して、従業者入構証・利用者入構証・車両入構証の取得をお願い致します。

②

Q	入構証の申請方法は？
A	「会社登録申請書」「入構証登録申請書」を弊社へ送付頂くことで申請頂けます。 申請方法は、入構証発行センターへの書面での申請、または、e-mail での申請をお願い致します。 【TIACT 入構証発行センター連絡先】 TEL:03-5757-7521 e-mail: touroku@tiact.co.jp

③

Q	申請後、どのように入構証を取得できるのですか？
A	申請時に、「入構証発行明細書」並びに「入構証登録状況一覧」を送付致します。 明細書に記載された発行手数料のご入金確認がされた後、申請頂いた入構証をお渡しいたします。

④

Q	発行手数料の支払い方法はどのようになりますか？
A	下記、支払方法にてお願い致します。 i. 入構証発行センターでの現金での支払い。 ii. 銀行振り込みによる支払。（振込手数料はお客様のご負担でお願い致します。）



3. WEBサービス停止について

①

Q	WEBポータルが停止する事で変わる事は何ですか？
A	i. WEBポータルからの貨物取扱指示書/ハウス manifests の送信が出来なくなります。 ii. デジタルカメラ撮影依頼時の画像提供方法が変わります。 iii. WEBポータルからの貨物ステータス確認が出来なくなります。

②

Q	TIACT 輸入上屋への貨物取扱指示書の送付方法は？
A	TIACT 輸入上屋へ、 FAX・カウンターへの手交・e-mail での送信をお願いします。 (8月1日より)WEBサービスを停止し、新しく e-mail での送信を開始致します。 【TIACT 輸入上屋事務担当連絡先】 FAX: 03-5757-7605 e-mail: import.order@tiact.co.jp

③

Q	TIACT 輸入上屋へのハウス manifests の送付方法は？
A	TIACT 輸入上屋へ、 FAX・CCSJ・e-mail での送信をお願いします。 (8月1日より)WEBサービスを停止し、新しく e-mail での送信を開始致します。 【TIACT 輸入上屋事務担当連絡先】 FAX: 03-5757-7605 e-mail: import.order@tiact.co.jp

④

Q	デジタルカメラ撮影依頼がある場合の送付方法は？
A	御指示頂く際に貨物取扱指示書に記載頂いた e-mail アドレスへ御案内致します。

⑤

Q	貨物ステータス照会方法はどのようにすればいいですか？
A	NACCS 上での確認、若しくは TIACT 輸入上屋事務担当者へ電話確認にてお願いします。 【TIACT 輸入上屋取扱事務担当連絡先】 TEL: 03-5757-7679



⑥

Q	②③に記載されている、貨物取扱指示書等の e-mail での送信についての注意事項はありますか？
A	下記、注意事項をお守りの上、mail での送信をお願い致します。 i. 貨物単位 (HAWB 単位) での指示書作成をお願いします。 ii. 指示内容等は、 <u>メール本文には記載しないで</u> 、必ず添付指示書内に記載して下さい。 iii. (Excel 版を送信頂く場合)必ず <u>1ファイル内に1シート</u> で送付をお願いします。 iv. 1メール内に複数ファイルを添付頂くことは可能です。 v. <u>ファイル圧縮並びにファイルへのパスワード設定はしないで</u> 下さい。

4. 各上屋での呼出方法/貨物取扱方法について

①

Q	トラック誘導システムが停止する事により、呼び出し方法が変わるのですか？
A	変わります。 (基本的には) 構内入場後、まずはトラック待機場へ駐車頂き、御用のある各上屋毎のカウンターまでお越し下さい。カウンター担当者にて、直ぐに車両へ積込が出来る場合等は、駐車頂くトラックの番号をご案内致しますので、車両を移動して頂き、貨物取扱作業を開始頂きます。

②

Q	TIACT 輸入上屋へ輸入貨物を引き取りに来た場合は？
A	構内入場後、まずはトラック待機場へ駐車頂きます。その後、 <u>TIACT 上屋サービスカウンター</u> までお越し頂き、引取貨物情報をカウンター担当者へお伝え下さい。カウンター担当者にて引取貨物状況を確認の上、受付台帳記入、引取作業についてご案内させていただきます。 (直ぐに引取が可能な場合) カウンター担当者が駐車頂くトラックの番号をご案内させていただきますので、車両の移動をお願い致します。 (直ぐに引取が出来ない場合) 準備が整い次第、受付台帳に記載頂いたドライバー様携帯電話へお電話にて呼び出しを掛けさせていただきます。

③

Q	TIACT 輸出上屋へ輸出貨物を引き渡しに来た場合は？
A	構内入場後、まずはトラック待機場へ駐車頂きます。その後、 <u>TIACT エアラインカウンター</u> までお越し頂き、貨物情報をカウンター担当者へお伝え下さい。その後の引渡作業についてご案内させていただきます。 ※空港間輸送に関しても上記同様手順となります。



④

Q	フォワーディングサポートセンター (FSC) へ貨物を引き渡し等に来た場合は？
A	手順に変更は御座いません。 FSCトラックトックへ駐車頂き、FSC 作業担当者をお呼び出し下さい。

⑤

Q	各テナント上屋様へお越しの場合は？
A	各テナント上屋カウンターまでお越しの上、各カウンター担当者様の指示に従って下さい。

⑥

Q	行先上屋が複数あった場合の呼び込み方法はどうか？
A	全ての行先上屋のカウンターへお越しの上、カウンター担当者の指示に従って下さい。 ※急ぎの取扱が必要であれば急ぎの行先上屋から受付をして下さい。

⑦

Q	トラックトック内に待機していいのか？
A	上屋底下のトラックトックは貨物取扱用となりますので、カウンター受付時や待機中はトラック待機場をご利用下さい。また、トラックトック利用に関しては、占有する荷割作業等をご遠慮ください。

⑧

Q	TIACT 輸入上屋への貨物引き取り時の Delivery Order (D/O) の提出方法について？
A	トラック誘導システム提供中は入場申告により皆様に引取車両情報を事前登録頂いておりましたが、今後は、D/O 上に集荷業者または引取車両情報の記載のご協力をお願い致します。 ※その他提出手順等は変更御座いません。

⑨

Q	(TIACT 輸入上屋での貨物積込時) ドライバー様が引取貨物のダメージを確認された場合は？
A	カウンターにて御案内させて頂いたトラックトックにて、弊社フォーク担当者にて積込を行わせて頂きます。その際、ドライバー様とフォーク担当者双方にて確認したダメージについては、フォーク担当者にて DELIVERY REMARKS を発行の上、搬出時ダメージ確認を実施させて頂きます。



5. その他

①

Q	FSC への指示書送付方法は？
A	FSC へ、 FAX・e-mail での送信をお願い致します。 【FSC 事務担当連絡先】 TEL:03-5757-7673 FAX:03-5757-7676 e-mail: fsc.order@tiact.co.jp ※メールでの送信においては、上記「3. ⑥」に記載の注意書きを御確認下さい。

以上

